

最新判決情報

2015 年
[3 月分]

○インディアンモトサイクル事件

東京地裁 H27.3.25 H25(ワ)13862 商標権侵害差止等請求事件(東海林保裁判長)

一連のインディアンモトサイクル事件に連なる判決である。第 25 類被服類について登録商標「Indian」(図形)(右上)ほかを持つ原告東洋エンタープライズが、同じく「Indian」(図形)(右下)ほかを使用する被告(株)インディアンモトサイクルカンパニー・ジャパンに対して、商標権侵害としてその使用差止と損害の賠償を求めた訴えである。

両商標の類似性は争えないところ、判決では権利濫用との被告の主張を認め、原告の請求を棄却した。

そもそも原告商標は、ハーレーダビッドソンと並ぶアメリカのオートバイブランドに由来するものであり、同社が 1953 年(昭和 28 年)に操業を停止し、1959 年(昭和 34 年)に解散した後、いくつかの経緯を経て、日本の商標として復活したものである。

これまでの判決でも述べられてきたが、米国の周知商標の権利が消滅した後、米国インディアン社と無関係の原告、被告のいずれがインディアンブランドにまつわる商標を取得するかは、本来自由競争の範囲内の行為であるとの認定は、本来誰の商標かを常に考えるようにしている筆者にとっては、同様のモズライト事件判決に鑑みても、いつも違和感を覚えるところである。

しかし、判決の立場は、原告が米国の周知商標に由来する商標を自己の商標として採択し、日本で商標登録することには問題ないことになるので、その権利行使も正当なものとなるが、本件においては、少なくとも被告に対する限り権利濫用として許されないとしている。

すなわち、原告が原告商標を出願した平成 6 年当時、すでに被告が新インディアン社から日本における事業を譲り受けて事業展開を行なっており、このことがオートバイ愛好家やアメリカンカジュアルファッションに関心のある需要者、取引者の間で相当程度周知されていたのであり、原告がこれら被告の一連の事業展開を知らなかったはずがないことが、権利濫用の主な理由とされている。

さらに判決は、原告による本件商標の出願は、新インディアン社及び被告の事業展開や宣伝広告に便乗し、被告による事業展開を妨げる目的で行なわれたものであり、原告による権利行使は、少なくとも被告に対する関係では、公正な競争秩序を乱すものであって、もはや自由競争の範囲内にあるということではできないので権利濫用であるとまで認定している。

そうすると、原告商標の出願動機には公序良俗違反などの無効理由があることになるが、判決は少なくとも被告に対する限りといっているため、4-1-7 号で言うところの公序良俗違反よりは狭い認定なのかも知れない。

なおカタカナ文字商標「インディアンモーターサイクル」の商標権侵害を理由として、本件原告が本件被告に対して使用差止と損害賠償を求めたインディアンモーターサイクル事件(東高判 H8(ワ)4026)については、「最新判例からみる商標法の実務」(2006 年青林書院)P296 において、詳しく検討されているので、ご参照されたい。

